

平成28年2月8日

草津市議会議長 西田 剛 様

議会運営委員会  
委員長 棚橋 幸男

平成27年度 議会運営委員会研修結果報告書

標題の研修結果は、下記のとおりでありましたので報告いたします。

記

1. 期 間 平成28年1月21日（木）～平成28年1月22日（金）

2. 研修日程および事項

《研修》

1月21日（木）13時30分から15時30分まで 埼玉県戸田市議会研修

○『議会改革の取り組みについて』

1月22日（金）10時00分から12時00分まで 東京都多摩市議会研修

○『議会改革の取り組みについて』

3. 参加者 議員10人、職員2人 計12人

委員長 棚橋 幸男 副委員長 奥村 恭弘

委員 木村 辰己、杉江 昇、奥村 次一、西村 隆行、  
久保 秋雄、瀬川 裕海

議長 西田 剛 副議長 伊吹 達郎

<随行> 議会事務局長 山本 雅啓

<随行> 議事庶務次長 寺井 儀政

4. その他 詳細は別紙行政視察報告書のとおり

# 議会運営委員会 行政視察報告書

戸田市議会 『議会改革の取り組みについて』

(平成28年1月21日(木) 13時30分～15時30分)

戸田市議会出席者 遠藤 英樹 議会改革特別委員会委員長  
安達 議会事務局主任  
石川 議会事務局主任

## 1 議会改革の取り組み

### ① 〔戸田市の議会概要〕

戸田市は都心から20キロ圏で市域面積が18平方キロとコンパクトなまちで、現在人口が13万3千人のまちとなっている。議員定数は26人で現在現員数は24人である。議会の構成は4つの常任委員会と3つの特別委員会が設置されている。特別委員会の一つに議会改革特別委員会（定数8人）が設置されている。

### ② 〔これまでの議会改革の取り組み〕

・(経過)

平成15年2月 議会改革特別委員会を設置し、議会が担うべき機能の充実に努めてきた。

平成16年6月 一般質問を一問一答方式に変更した。

平成17年2月 議員定数を28人から27人に1人削減した。

平成17年9月 「憲章、宣言の制定または変更、廃止」を議決事件に追加した。

平成19年9月 市議会独自の議員信条を制定した。

平成21年2月 議員定数を27人から26人に1人削減した。

平成21年3月 各常任委員会で年間活動テーマを定めて、毎月1回の委員会を開催しテーマについて調査を行い、提言書にまとめた。

平成22年6月 「総合振興計画基本計画のうち施策体系の策定等」を議決事件に追加した。

平成23年2月 議長の所信表明会を実施した。

平成23年11月 議会パブリックコメント制度の導入を図った。

平成24年1月 議会モニター制度を実施した。

平成24年2月 議会基本条例を制定（平成22年6月から検討）した。

### ③〔現在の議会改革の取り組み〕

#### ・（議会のICT化・委員会中継）

議会の情報通信機器の使用基準を定めている。現在、個人の端末の持ち込みは認めているが、議会改革特別委員会で検討を重ねたが、タブレット端末やクラウド型会議システムの導入は見送ることとなった。委員会中継は、ユーストリームの活用などで経費を掛けずに実施できないかを検討中である。

#### ・（災害発生時の議会の対応）

災害発生時の議会の対応について議会改革特別委員会で協議を行い戸田市議会災害発生時の対応要領、マニュアル、フロー図を作成した。この要領には市が災害対策本部を設置する時点で議会も支援本部を設置することなどを定めている。実際には、支援本部の設置訓練や議場での避難訓練も実施した。

#### ・（議会諸規則、規程の見直し）

児童、乳幼児の傍聴規則の見直しなどを行っている。課題のある項目から議論を進めている。

#### ・（議会モニター制度）

目的は、議会運営について市民からの要望、提言等を広く聴取し、市議会の民主的な運営を推進するためとしている。

対象は、18歳以上の市内に在住、在勤、在学している人で応募のうえ選考で決定する。

定員は15人以内で任期は1年となっているが、実際には平成27年度は6人となり定員に満たない状況となっている。

職務は、本会議、委員会の傍聴を行い、意見を書面で提出することとしている。また、「とだ議会だより」等に関する意見の提出や議員と年1回以上意見交換を行

うことなどとしている。

提出された提言・意見の処理は、議長から関係委員会へ送付し、当該委員会で検討し、結果をモニターへ返すとともに、ホームページや議会だよりに掲載している。報酬は無報酬だが、謝礼として1万円の図書券を渡している。

・(年間活動計画)

平成21年3月より所管する事務の範囲内で年間テーマを各常任委員会で設定し、委員間討議を行い政策提言を行っている。閉会中も毎月1回は委員会を開催し活動している。テーマの件数は年度により異なるが、より充実した議論・取り組みとするため平成25年度から常任委員会の委員任期を2年間とした。

平成26年度の活動テーマは、総務常任委員会が『公共施設の適正な管理・運営』、文教・建設常任委員会が『安全で快適な都市整備について』『児童生徒を取り巻く教育環境について』を前年から2ヵ年で、健康福祉常任委員会が『スマートウェルネスシティの取り組みについて』、市民生活常任委員会が『地域コミュニティの活性化と市民活動支援』について取り組んでいる。

成果としては、提言書という形でまとめ執行部に提出している。また、年間活動の実施内容や成果は、本会議の委員長報告で発表している。

また、提言だけでなく「戸田市中小企業振興条例」、「戸田市みんなで守ろう自転車の安全利用条例」、「戸田市歯科口腔保健の推進に関する条例」は、委員会提出議案として制定された。

そのほか、文教建設常任委員会では、市民を巻き込んだイベント『図書館クリスマス』を開催している。3年間継続している。

・(市議会懇談会実施要綱)

議会懇談会は、議会基本条例に基づき市民との意見交換の場として、議会の政策能力の強化や政策提言の拡大を図るため、平成27年8月に要綱によりルール化を図った。

懇談会は、議会(議長)または委員会(委員長)の判断で開催し、懇談会テーマは、市政に関することや市議会に関することなどを、その都度決定し実施する。

#### ④ [マニフェスト大賞]

・(取り組み内容)

文教建設常任委員会が平成25・26年度の2年間で年間活動テーマとして取り組んだ『また来たいと思わせる図書館に向けての提言書』が、第10回マニフェスト大賞優秀成果賞を受賞した。

平成25年度に文教建設常任委員会では『児童生徒を取り巻く教育環境について』を年間活動テーマとして、調査、研究を行った。最初に、長野県小布施町の図書館(まちとしょテラソ)を視察し、市立図書館の視察と執行部からの説明を受けた。視察後の検証において委員会では、図書館をコミュニティの場として、人が集う場所にできるのではないかという意見がまとまった。図書館に重点を置いて調査研究を行い、実証のため図書館でクリスマスイベントを初めて常任委員会の主催で企画運営した。平成25年12月21日に図書館で講演会と市民によるミニコンサートを実施した。受付・司会・出演者との調整・プログラム、アンケートの作成など委員会のメンバーがすべて担当した。アンケート結果では参加者から様々な意見を得た。イベント後の検証において、委員から今までの図書館の概念を変える改革となったことやコミュニティの場づくりとなったことなどの意見があった。

平成26年度も委員会と図書館の共催で図書館クリスマスを開催し、ビブリオバトルやミニコンサートを行い、コーヒーやお菓子の販売も実施した。

提言書については、短期提言・中期提言・長期提言の3つの構成で成り立っている。

短期提言(委員任期中の期間)では、話題のコーナーの充実、館内・館外ディスプレイの充実、ものがたりレシピを学校給食に活用、空き部屋の有効活用、子どもの本のそばにママ用本の配置、家庭の不要本の活用、飲物の持ち込み、図書館司書と市民との交流やイベントの開催を提言した。

中期提言(2年後まで)では、図書館ビジョンの策定、玄関ホールの有効活用、施設の簡易リニューアル、ブックスタート事業の拡大、出前図書館や図書館サポーターの育成などを提言した。

長期提言(6年後まで)では、施設リニューアル計画(館内レイアウト・こども図書室・戸田資料室)を提言した。

提言書の提出により現在、提言したいいくつかの事業については既に執行部で実施されていて、他の項目も検討されている。



## 2 質疑応答

Q：平成23年度からスタートした議長選挙の所信表明会と議会モニター設置制度が、改革の大きな流れになったと思うが、どのような経緯で進んでいったのか。

A：議長の所信表明は、先進地視察を行ったとき実施されていたので、良い制度だと考え導入に至った。ただし、所信表明会は議長選挙と密接な関係がないものとして考えている。所信表明しなくても議長になれることから、議長選挙の投票とは関係がないものとして取り扱っている。

Q：所信表明会は公開しているのか。インターネット中継は行っているのか。

A：議場で実施しているが、会期日程には含めず休憩中に行っている。何時実施するのか告知しないため傍聴者や執行部はいない。インターネット中継は、ライブと録画で行っている。

Q：何故そのような取り扱いとなったのか。

A：所信表明会と選挙を区別したことにより、所信表明会の実施が各議員にすんな

りと受け入れられた。

Q： 所信表明した人が議長になっているのか。

A： 結果的に議長になっている。

Q： 所信表明会に対するモニターの意見はあるのか。また案内は行っているのか。

A： 意見はない。案内は行っていない。

Q： 所信表明会で成果として何か進んだことはあったのか。

A： 日頃から発言している内容が多いので特別なことはない。

Q： モニター制度導入の背景はどうか。

A： これも導入している他市の視察から良いということで導入した。議会報告会の導入を検討した時、導入について参加者の顔が見えにくいなど後ろ向きの意見もあったので、モニター制度であれば見える関係となり建設的な意見がもらえるということで進めた。

Q： モニター設置要綱では、モニターの委嘱にあたっては年齢、性別、住居地等に偏りが生じないように配慮することとなっている。議会に対しては特定の人が意見を言うことが多いが、この制度の実施によりどうか。

A： 応募されモニターになられた方からは、偏った主張をするというより建設的な意見を出してもらっている。

Q： 市からの事務委譲に基づくまちづくり協議会や地域主体の組織化が進んでいるのか。また、市民参加の推進はどうか。

A： 特に進んでいない。町会を基本に市から事務の委託によりお願いしている程度である。また、市民参加としては、議会の制度としてあるのは、このモニター制度と議会懇親会で市民の意見を吸い上げる。

Q： 委員会提案条例の構築にあたって議会事務局のフォロー体制はどうか。

A： 基本的には議員主導で行っている。文言については事務局と相談しているが事

務局任せではない。(事務局から)事務局にも法制に明るい職員はいないので、市の法制担当に見てもらっている。

Q： 議会基本条例の第26条に議会事務局の体制整備が謳われている。事務局の調査や法制機能の強化は具体的にどのように取り組んでいるのか。また、人員や予算の積極的な関与は行っているのか。

A： 現状では目標となっている。これからの課題としている。

Q： 議会の知見の活用やシンクタンクなどを整備する考えはあるのか。

A： 大学との連携を希望したいが市内に大学がないことから断念している。また、市には政策研究所があるが議会でシンクタンクを持つということには至っていない。

Q： 提言書の効果はどこまであるのか。提言の実効性はどうか。

A： すぐに効力はないと思うが、実際に効果があったものもある。執行部も提言を重視している。

Q： 年間活動テーマは、すべて提言書となるのか。作成は議員が行っているのか。

A： 提言書としてまとめているが、事業の予算化までは進んでいない。作成については議員が基本的に行っているが、事務局も関わっている。

Q： 委員会の委員長の決定はどのようにしているのか。委員会で互選しているのか。

A： 委員会は2年制を取っているが、委員長は毎年議長の交代のときに同様に改選している。2期目の人を中心に選んでいる。事前に委員会以外で調整(期数と党派の人数)がある。

Q： 議場へのタブレット端末の導入(ICT化)を見送った理由はなにか。

A： 研修なども含めて長い期間検討したが、タブレット端末を使えない議員が反対したため導入には至っていない。導入しない結論となっている。

Q： 本会議・委員会にパソコンを持ち込むことは可能ということだが問題はないの



か。

A： 許可制により可能としているが、いろいろ課題がある。議員からはキーボードを叩く音がうるさいという意見がある。議会モニターからは、会議の最中に画面を見ていると遊んでいるのではないかとの指摘がある。現在、使っている議員は1～2人となっている。

Q： 本会議の会期日数が当市議会より長いが内訳はどうか。

A： 7日間の会議の場合は、開会日1日、質疑1日、一般質問4日（1日4人～5人）、閉会日1日となっている。

Q： 一般質問の時間の上限が40分以内だが、実際にはどの程度使用しているのか。

A： 半数以上の議員は、制限時間一杯を使用している。

Q： 代表質問の時間はどれだけか。

A： 代表質問は時間ではなく回数制限としている。3回までとしている。

Q： 全員協議会も公開しているが、全員協議会は採決もしない協議の場合なのに公開する理由はなにか。

A： 原則すべてが公開なのでそれに従っている。特別な理由はない。

### 3 所 感

本市議会は、一昨年の11月定例会において議会基本条例を制定したところであり、条例の主旨に基づき、日々議員自らが資質向上に努め、議会の果たすべき役割を常に意識し行動を行わなければならないと考えている。

このような中、議会運営委員会としても議会運営に関する課題解決と改革の推進に向け取り組んでいかなければならないことから、参考とすべく戸田市議会に視察に伺ったものである。戸田市議会は、より開かれた議会を目指して、平成15年から議会改革特別委員会を設置し、以来、精力的に様々な議会改革や活性化の取り組みを進められている。

特に注目すべき事項は、戸田市議会の文教建設常任委員会が平成25・26年度の

2年間で年間活動テーマとして取り組んだ『また来たいと思わせる図書館に向けての提言書』が、第10回マニフェスト大賞優秀成果賞を受賞された。当委員会では、図書館をコミュニティの場として、市民が集う場所にできるのではないかと委員会提案から図書館に重点を置いて調査研究を行い、実証のため図書館でクリスマスイベントを初めて常任委員会の主催で企画運営された。この現場での実証から提言書をまとめられ市長に提出された。提言書は、委員任期中の短期提言が11項目、2年後までの中期提言が12項目、6年後までの長期提言が2項目の全25項目から構成され、非常に具体的な実行性の高い内容になっていると感じた。提言された項目の幾つかは既に執行部で実施され、他の項目も検討されている。本市議会においても、各常任委員会において毎年所管事務調査を行っているが、実効性の高い提言に結びつくよう今後の取り組みに当たって十分参考となった。

また、開かれた議会の一環として市民からの要望、提言等を広く聴取するため、議会への市民参加については、議会モニター制度や市議会懇談会等を実施し、それぞれがしっかりとした考えのもとかなり先進的に取り組まれていることは参考としたい。

次に、政策条例については、委員会の年間活動計画をしっかりと立て議論を重ねて策定された「中小企業振興条例」、「みんなで守ろう自転車の安全利用条例」や「歯科口腔保健の推進に関する条例」は、委員会提出議案として制定され、議会の政策能力の向上や政策立案の拡大に精力的な取り組みを進められている。条例を策定するのか、または執行部への政策提案とするのか手法は様々ではあるが、市民の多様な意見を把握して市政に反映する手段の一つとして必要な政策を自ら提案・立案する姿勢や仕組みを整えていくということは見習うべきものだと感じたところである。

(文責：議会運営委員会 委員長 棚橋 幸男)

# 議会運営委員会 行政視察報告書

多摩市議会 『議会改革の取り組みについて』

(平成28年1月22日(金) 10時00分～12時00分)

多摩市議会出席者 萩原 重治 議長 挨拶  
小林 憲一 議会運営委員会副委員長  
鈴木 議会事務局次長

## 1 議会改革の取り組み

### ①〔多摩市の議会概要〕

多摩市は市域面積が21平方キロで、昭和46年までは人口が3万あまりの田園地帯であったが、都心への通勤者の居住地として多摩ニュータウンが形成され、現在人口が14万7千人のまちとなっている。市の課題としては、少子高齢化が顕著となり地区によっては高齢化率が30%を超えていることや、50年代前半のピーク時から小・中学校を10校廃校したことに伴い、プロサッカーの練習場など跡地の活用を行っている。また、交付税不交付団体だが財政状況は厳しい状況となっている。

議員定数は26人で、議会の構成は4つの常任委員会と予算決算特別委員会（議長を除く全員）が設置されている。

### ②〔これまでの議会改革の取り組み〕

・(経過)

平成7年3月 議員定数を30人から28人に2人削減した。

平成13年2月 全員協議会の傍聴（傍聴者用資料配置）を可とした。

平成13年9月 常任委員会の協議会の傍聴（傍聴者用資料配置）を可とした。

平成14年6月 常任委員会の所管事務調査を実施した。

平成14年12月 議員定数を28人から26人に2人削減した。

平成16年9月 決算特別委員会において議会による事務事業評価を採用した。

平成19年10月 議会基本条例の制定に向けて検討するため議会改革特別委員会を設置した。

平成22年3月 都内で初めてとなる議会基本条例を制定し、9月に施行となった。

平成22年11月 議会報告会を実施した。

平成23年5月 正副議長選挙に関わる所信表明会を実施した。

平成24年1月 意見交換会を議会運営委員会、健康福祉常任委員会で実施した。

平成24年6月 予算決算特別委員会を設置した。任期は6月定例会から3月定例会までとした。

平成24年12月 インターネットによる議会映像中継の配信を行った。

平成26年12月 インターネットによる委員会等の映像配信を行った。

### ③〔現在の議会改革の取り組み〕

#### ・（議会基本条例の特徴）

第5条の3項（情報共有と市民意見の把握）では、市民の多様な意見を把握し、意思決定に反映させるために、①議会報告会および意見交換会、②パブリックコメントの実施、③アンケート調査等を、事業に応じて必要なものを用いることを規定している。

第6条（市民からの政策提言）では、政策・陳情以外に、市政に対しての政策提言ができるものとし、政策提言の主旨により所管する委員会を決定し、審査する規定を設けている。

また、委員会において必要に応じて、市民からの発言を許可する規定となっており、基本的にすべての請願・陳情・政策提言については、審査冒頭に概要的な発言を許可している。

第9条（決算・予算の連動）は、特に力を入れているところで、決算審査にあたって、事業の評価を行わなければならない。また、市長は議会の評価を予算に十分反映させるよう努めなければならないと規定している。

第12条（議員の質問・質疑及び市長等の反問）では、議員の質問に対して市長等が反問することができる規定を設けている。今まで市長から3回の反問権の行使があった。

第13条（討議の原則）では、委員会活動を中心に議員間討議を行うことを明

文化している。

・(決算と予算の連動)

平成17年度から決算審査特別委員会で事業評価を実施した。特別委員会は議長と監査委員を除く全員で審査を行い、分科会ごとに集中審査事業を設定し、15事業を選択し、A～Cの3段階評価を行った。平成18年度は4つの観点から3段階(0～2)評価を行った。平成19年度は50事業に対する評価を行った。それ以後も試行錯誤しながら質と量の観点から検討を加えた。

平成24年度には予算と決算の委員会を一本化し、予算決算特別委員会として6月定例会で設置し3月定例会までとし、切れ目のない体制とした。

平成23年度までは会派単位の評価だったが、議会としてのまとまりがないため、平成24年度からは最終的に各分科会が議会全体としての評価を行うようにした。

平成27年度から試行的ではあるが、より広い視野で執行事業の評価を目指すことから事業単位から一つ上の施策で評価を行った。

市の総合計画の38の施策のうちから4施策を選択し、4つの分科会で具体的に評価し、予算決算審査特別委員会を経て本会議で議決した。

施策評価のまとめとして、指数評価の結果、評価に対する意見と今後の提案をまとめた書面を議長から市長へ提出している。

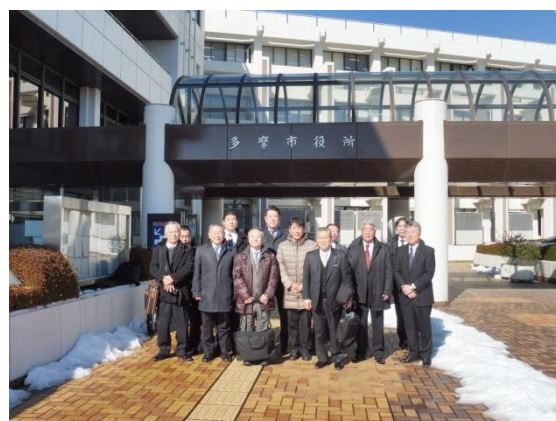
・(議会報告会について)

平成22年度の秋から議会報告会を実施した。最初は駅周辺の大きな公民館で実施したが参加者が固定化するため、市内の7つのコミュニティセンターで地域に密着した場所で開催した。しかしながら、参加者が少ないことから平成26年度の秋は地域の青少年問題協議会地区委員会が定期的に会議を行っているため、15の地区のうち9の地区で地域委員会の方と意見交換を行った。自由参加の手法から地域での役員会の会合の日に報告会を入れてもらう参加者を限定した手法に変更した。ただし、地区委員会での開催だと参加できない市民もいるので、平成27年度の春の報告会は従来どおり公民館で自由参加とした。

出された意見を各常任委員会に振り分けて対策を検討し、結果はホームページで公表している。課題は若者の参加がないので、今後、大学生との意見交換の場面を検討している。

・(委員会における各種団体との意見交換)

委員会毎に取り組み状況は違うが、健康福祉常任委員会は活発に行っている。所管事務としてではなく、非公式で例えば障害者団体、事業所、保護者会や老人クラブ連合会などと意見交換を行っている。その意見をまとめたうえで市の執行部と意見交換を行っている。



## 2 質疑応答

Q： 議長選挙の所信表明を行うこととなった経緯と所信表明は公開しているのか。

A： 所信表明は議会基本条例の制定を契機として実施している。方法は、議場において本会議が始まる前に届出を行った者を対象に表明と質疑も含めて実施している。また、所信表明は議場公開とインターネット中継を行っている。ただし、立候補している人以外の人にも投票は可としている。

Q： 初めての所信表明の公開時の新聞記事が資料に掲載されているが、市民から儀

礼的に見えたなど辛辣な意見もあったようだが、どのように思われたのか。

A： この時は初めての時で議会ウォッチング会からの厳しい意見もあったが、所信表明は党派的なことを表明するのではなくて、公明正大に議事運営を行っていくことに対してどれだけ徹することができるのか、またそれに対しての質疑も行っているので、実施の意義はあると思う。

Q： どのような質問があるのか。

A： 表明に対しての実行性を問うなど広い範囲で質疑があった。例えば、東日本大震災の関連で、放射能対策について議会としてどのように進めるのかとの質問に対して、定点測定などの継続的な取組みを議会も注視していくというような答弁があった。

Q： 議会における市長等の反問権の範囲は、質問の意味の確認だけでなく反論まで含めているが、そこまで含めた考えはどのようなことか。

A： 深く考えて定めたものではなく議会改革特別委員会で議論する中で視察先の市が実施していたことや、確りとした意見交換を行うことが大事なので、市長からも意見が言える仕組みとした。実際には殆ど使われない。反問権は代表・一般質問の時だけで、一往復のみとし質問時間には含めていない。

Q： 請願において趣旨採択が非常に多いが、趣旨採択した後、議会としてどのように対応しているのか。

A： 多摩市議会では以前から趣旨採択を行ってきた。昨年市民から趣旨採択が曖昧で、議員が良いように使っているから無くせという陳情が提出され、議会運営委員会で審査されたが結果的に不採択となった。このことから趣旨採択の定義を議会で改めて決めようということになった。陳情で複数項目がある場合は、この項目は賛成、この項目は賛成できないというように明確にすることと、全体の趣旨はよく分かるが結論としては採択まで行かないという場合を整理した。市長部局にも趣旨採択の場合、不採択と同様の意味合いで取り扱わないように申し入れを行った。

Q： 議会基本条例の第6条に委員会で委員長は必要に応じて市民の発言を許可する

ことができると規定しているが、過去に事例はあったのか。

A： 実際には政策提言、請願、陳情が提出された場合に、冒頭の趣旨説明のみ発言を許可している。

Q： 委員会等でのインターネット中継については、一般的に積極的な意見や議論が深まらないなどの理由で導入を見合わせている市が多数あるが、導入について各議員からどのような発言があったのか。

A： 特に反対はなかったが、休憩中も含めて全て流れてしまうので誤解されないように発言には十分注意しようということになった。また、事務局からの意見として特に導入前後で発言に変化はなかった。議会運営委員会、代表者会議や全員協議会もすべて公開としている。

Q： 委員会において秘密会の実施はあったのか。

A： なかった。

Q： まだ計画段階の事業や市の意思決定が途中の事案について、経過報告としての議会説明もあると思うが、それらはどうしているのか。

A： 委員会の協議会で説明されているが、それもインターネット中継で公開している。

Q： 正副委員長選挙は委員の互選により行っているのか。

A： 特別委員会の正副委員長は会派で調整しているが、常任委員会は委員会の中で立候補も含めて話し合いにより正副委員長を決めている。

Q： 相談事をオープンにすることは幅広い情報公開になり良い事だが、一方では市民に様々な憶測を与えることにもなるので慎重に行うことも必要だと思うが如何か。

A： 多摩市の議員は何でも公表することが気風だと思う。

Q： 全ての会議を公開することによる問題やトラブルはなかったのか。また、そのことによって執行部での市民対応など問題はなかったのか。



A： 特になかった。執行部サイドにおいても問題は聞いていない。

Q： 出前委員会や報告会の参加者数はどうか、参加者を増やす工夫はしているのか。

A： 報告会は年2回実施している。4月は予算についての報告で11月は決算についての報告を行っている。基本条例を策定するときに出前委員会を3回実施したが、最初は参加者が100人ぐらいでその後だんだん減ってきた。基本条例を策定した後の報告会は100人にも満たなかった。その後、普段議会傍聴に来る人がどこの会場にも参加する固定化となり、議会に関心を持っていない人にも参加して欲しいとの思いからこちらから地域の会合に合わせて、会議の一部を使い報告会を実施する工夫を行い、試行錯誤しながら進めている。また、議会報告会の運営は全て議員で行い、広報もチラシを作って駅前で配布することや実施する会場の周辺の各戸にも議員が分担して配布している。チラシを見て参加する市民も沢山いる。

Q： 前回の市議会の選挙について、定数が26人で立候補者数が37人ということであったが、なぜ立候補者数が多いのか。地域的な要素か、組織的な要素なのか。

A： 党派からの立候補者が多いことが理由の一つではないかと思う。

Q： 総務常任委員会の所管にオンブズマン事務局があるが、これはどのような事務執行機関なのか。

A： 行政の苦情受付や解決する機関で、一般的なオンブズマンの意味ではない。

Q： 政策提案の制度について事務の流れや結果の処理はどうしているのか。

A： 市民から広く政策提言を求める目的からスタートしており、例えば、直近では多摩市の学校跡地の活用を福祉施設として利用すればどうかという内容の政策提案があった。また、空き家対策に関する条例を策定するよう提案があった。現在、議会運営委員会で、陳情と政策提案の明確な違いが分かり難いので位置付けや取り扱いを整理する必要があるという課題を協議している。また、議会報告会で参加者から頂いた意見を政策提案として処理するのか検討中である。

Q： 議員報酬や議員定数の改正についてはどうか。

A： 報酬については議員提案で平成24年から3年間5%カットを行っている。また、定数についてはピークの30人から26人に削減し改正している。この間、市民からも定数削減の陳情もあった。市民との意見交換会で定数・報酬のテーマを取り上げたが、いずれも削減の意見が多数であった。

Q： 健康福祉委員会が意見交換会を行っているが、これはどのような進め方なのか。

A： 障害者団体や老人会などに声をかけて委員会室や公民館で、意見交換をおこなっているが、これは非公式な会で所管事務の調査とは別なため公開はしていない。

Q： 草津市では、市の中心部に大きな公園を作ろうとしているが、多摩市も緑が多いので公園の維持管理はどのようにしているのか。

A： ニュータウンの整備に合わせて個々の団地に公園を計画的に整備したので、都内でも一番の公園面積となっている。ピーク時には公園の管理経費が9億円かかっていたが、今は4億円程度と削減している。削減策としては剪定などの回数削減や市民協働でボランティアで管理してもらう方法を取っている。

### 3 所 感

本市議会は、制定された議会基本条例を拠り所に、より一層市民に開かれた議会を目指すなど取り組みを進めているところであるが、議会運営委員会として、議会運営に関する課題解決と改革の推進に向け参考とするべく、多摩市議会に視察に伺ったものである。多摩市議会は、「監視及び評価する議会」「開かれた議会」を目指して、様々な議会改革や活性化の取り組みを進められている。

特に、注目すべき事項は、議会基本条例に規定されている決算と予算を連動させる取り組みで、平成17年度から決算審査で事業評価制度を導入されている。予算決算特別委員会を切れ目のない体制として設置し、議長を除く全員で審査を行い、過去は最大50事業を評価された年もあった。今年度は事務事業より上の施策単位で4つの施策を評価し提案内容を付して執行部へ提出されるなど、審査方法、審査期間、意見交換の手法、総括質疑の方法や評価方法について毎年見直しを行い、試行錯誤しながら質と量の観点から検討を加え、より最善な手法への改善がなされている。本市においても決算審査に事業評価を導入しているが、この取り組みは参考になることが多かつ

た。

また、議会報告会については、市民が参加しやすい環境を工夫されているが、それでも参加者が少ないことから、年2回の報告会の内1回は地区委員会（当市ではまちづくり協議会のような組織）の定期の役員会議に組み入れ、報告会を行っている。議会報告会の開催に苦慮されているが、広く市民参加を求める努力を継続的にされている姿勢が伺えた。本市議会においても定期的に議会報告会を開催することから、今後の運営に当たっての一考としたい。

次に、開かれた議会の取り組みの中で、委員会だけでなく全員協議会、会派代表者会議や執行部から計画段階の事業説明を行う委員会協議会もすべて公開とし、インターネット中継による映像配信を行っている。全ての会議の公開については、多面的に問題や課題が無いのか十分に考察する必要があると考えるが、多くの市民が議会と市政に関心を持ってもらうよう多様な方法を用いて広報活動の充実に努めているという姿勢は見習うべきものだと感じた。

今回の研修は、議会基本条例を基に確りとした考えを持って議会改革に取り組みされており、本市議会においても市民の負託に応えられる議会の実現と議会の活性化を図る議会運営を心がけたいと改めて感じたところである。

（文責：議会運営委員会 委員長 棚橋 幸男）